第二十八条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項の規定により登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書の送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項概要証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。）は、法務大臣の定める書面を提出しなければならない。

6　第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項証明書の送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。）は、法務大臣の定める書面を提出し、及び当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類を提示しなければならない。

第七条　後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「登記印紙」を「収入印紙」に、「はって」を「貼って」に改める。

（後見登記等に関する省令の一部改正）

第八条　工場抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「登記印紙」を「収入印紙」に、「はって」を「貼って」に改める。

（工場抵当登記規則の一部改正）

第九条　立木登記規則（平成十七年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「「不動産所在事項」」の下に「とあり、及び同令第百八十一条第二項第四号及び第四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」を加える。

（立木登記規則の一部改正）

第十条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「「不動産所在事項」」の下に「とあり、及び同令第百八十一条第二項第四号中「法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」」を加える。

（船舶登記規則の一部改正）

第十一条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項に次の一号を加える。

七　送付の方法により登記事項証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

第三十七条第三項中「送付の方法による」を削り、「第一項」を「前二項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

七　送付の方法により登記事項証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

第四十六条第三項中「送付の方法による」を削り、「第一項」を「前二項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

第四十七条第六項後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

（登記事項証明書の受領の方法）

第四十七条の二　第四十六条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付の請求をした者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

第四十九条中「第百八十二条」を「第百八十条まで、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二」に改め、「、第百九十五条」を削り、同条の表第百八十一条第二項の項中「第百八十一条第二項第四号」を「法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」に改める。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第十二条　建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第百八十二条」を「第百八十条まで、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二」に改め、同条の表第百八十一条第二項の項中「第百八十一条第二項第四号」を「法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」に改める。

（建設機械登記規則の一部改正）

第十三条　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、第百九十五条」を削り、「第六項」の下に「、第百九十七条の二」を加える。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第十四条　企業担保登記規則（平成十七年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第百八十一条、第百八十二条」を「第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで」に改め、同条の表第百八十一条第二項の項中「第百八十一条第二項第四号」を「法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」に改める。

（登記事項証明書の受領の方法）

第三十八条の二　第三十七条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付の請求をした者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

第四十条中「、第百八十二条」を「（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで」に改め、「、第百九十五条」を削り、同条の表第百八十一条第二項の項中「第百八十一条第二項第四号」を「法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」に改める。

（企業担保登記規則の一部改正）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中不動産登記規則第六十四条、第六十九条、第百八十一条第二項、第百八十二条、第百八十二条の二及び別記第六号の改正規定、第八条の規定、第九条の規定、第十条中船舶登記規則第四十九条の改正規定（同令第百九十五条を削る改正規定を除く。）、第十一条中農業用動産抵当登記規則第四十条の改正規定（同令第百九十五条を削る改正規定を除く。）、第十二条の規定並びに第十四条の規定　平成二十三年六月二十七日

二　第一条中不動産登記規則第百八十九条第七項の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日又はこの規則の施行の日のいずれか遅い日

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の不動産登記規則の規定（他の省令において準用する場合を含む。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則により生じた効力を妨げない。

第三条　この省令の施行前にされた登記の申請については、なお従前の例による。

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）

第四条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百八十二条の規定及び特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第　　号）附則第二条の規定により手数料を収入印紙又は登記印紙をもって納付するときは、収入印紙又は登記印紙を請求書、嘱託書又は申請書に貼ってしなければならない。

第五条　第三条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第十三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってすることができる。